

- 注 1 世帯構成欄には、本人と生計を一にしている者を全員（本人も含む。）記載してください。
- 2 世帯構成員中本人以外の児童が、育成医療の給付、養育医療の給付、療育の給付を受け、受けることが決定し、又は申請中のときは、その旨を備考欄に記入してください。
- 3 世帯外扶養義務者欄には、世帯構成員以外で現に本人に対して扶養を履行している扶養義務者がある場合にのみ記載してください。この場合備考欄に住所を記入してください。
- 4 扶養義務者とは、父、母、祖父母、養父母、兄弟姉妹、そのほか家庭裁判所で扶養の義務が負わされた叔父、叔母等、民法第877条に定められている者をいいます。
- 5 次のいずれかに該当する方は、所得税額等を証明する書類を添付してください。
- (1)申請月が1月から6月までの場合で、前年の1月2日以降に転入された方
・「前々年分の所得税額を証明する書類」
- (2)申請月が7月から12月までの場合で、当年の1月2日以降に転入された方
・「前年分の所得税額を証明する書類」
- (3)申請月が1月から6月までの場合で、小野市外に在住する扶養義務者
・「前々年分の所得税額を証明する書類」
- (4)申請月が7月から12月までの場合で、小野市外に在住する扶養義務者
・「前年分の所得税額を証明する書類」
- ※なお、証明書類は本人の属する世帯構成員及び世帯外扶養義務者の全員分が必要になりますが、他の方の証明書類で扶養されていることが明らかな方の分は、添付を省略することができます。
- 6 申請後給付が終了するまでの間に住所の変更、扶養義務者の変動又は証明事項に変動が生じた場合は、市に届け出てください。